

手続名
限度額適用認定申請手続

担当課・係（連絡先）

保険年金課（049-251-2711 内線313）

手続説明
<ul style="list-style-type: none"> ・概要 限度額適用認定を申請し、限度額適用認定証の交付を受けることができます。また限度額認定証を破損、紛失した場合再交付の申請をすることができます。 ・要件 納期到来分の国民健康保険税に未納のない方

必要書類
<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバー確認書類と本人確認書類 ⇒以下URLから「マイナンバー確認書類と本人確認書類について」をご覧ください。 https://www.city.fujimi.saitama.jp/kurashi_tetsuzuki/mynumber/mynumber_seido/mainanba201410.html ・国民健康保険被保険者証 <p>★自己負担限度額の適用区分に関しては手続詳細URLをご参照ください。</p>

手続詳細URL	
https://www.city.fujimi.saitama.jp/kurashi_tetsuzuki/03hoken/kokuken/shika ku_kyufu/2010-0826-1832-16.html	
出張所での取扱い	木曜延長・休日開庁の取扱い
なし	あり